

岐阜労働局 発表  
平成 27 年 1 月 6 日（火）

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 吉田 武己
	電話 058-245-8102

## 平成 25 年度の賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ

—平成 25 年度は約 2 億円—

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）は、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間に、県内 7 労働基準監督署において賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）を行わせていたとして労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1 企業で 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を、次のとおり取りまとめました。

### 監督指導結果の概要

- 1 監督指導の結果、割増賃金を 100 万円以上支払った是正企業数は 43 企業となりました。また、支払われた割増賃金の総額は 1 億 8,328 万円となりました。
- 2 割増賃金を 1,000 万円以上支払った企業は 3 企業で全体の 7.0%、その合計額は 5,527 万円で全体の 30.2%でした。
- 3 業種別支払額（上位 3 業種）

製造業	1 億 1,626 万円（23 企業）
商業	1,846 万円（6 企業）
接客・娯楽業	1,818 万円（4 企業）
- 4 対象労働者数（上位業種）

製造業	660 人		
接客・娯楽業	313 人、	その他の事業	314 人
建設業	282 人		
- 5 1 企業での最高支払額は 3,162 万円でした。
- 6 重大・悪質な法令違反については司法処分を含めた厳正な態度で臨む方針としています。

## 1 対象事案

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間（以下「平成 25 年度」という。）に、定期監督及び労働者からの申告等に基づく監督指導を実施し、賃金不払残業を行っていた企業に対し、労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜労働に係る割増賃金）違反として是正指導した結果、1 企業当たりの割増賃金の支払総額が 100 万円以上となった事案を集計しました。

## 2 割増賃金の是正支払の状況（別添 1 参照）

- (1) 是正企業数は 43 企業となりました。対象労働者数は 1,843 人、支払われた割増賃金の総額は 1 億 8,328 万円となりました。
- (2) 企業平均は 426 万円、労働者平均は 9 万 9,447 円でした。
- (3) 業種別では製造業が 23 企業で 1 億 1,626 万円、商業が 6 企業で 1,846 万円、接客娯楽業が 4 企業で 1,818 万円の順に多く、対象労働者数では製造業 660 人、その他の事業 314 名、接客・娯楽業 313 人、建設業 282 人の順に多くなっています。
- (4) 割増賃金を 1,000 万円以上支払ったのは 3 企業で全体の 7.0%、その合計額は 5,527 万円で全体の 30.2%でした。
- (5) 1 企業での最高支払額は 3,162 万円（自動車・同付属品製造業）、次いで 1,243 万円（総合建設業）、1,122 万円（自動車・同付属品製造業）の順でした。
- (6) 平成 24 年度と比較すると、企業数はマイナス 11 企業（平成 24 年度 54 企業）、対象労働者数はマイナス 2,830 人（同 4,673 人）、支払額はマイナス 3 億 5,370 万円（同 5 億 3,698 万円）でした。

## 3 賃金不払残業の是正指導事例

【事例 1】 出退勤の管理は ID カードで行っていたが、時間外・休日労働は自己申告のみが対象であった。36 協定の限度時間を超える時間外・休日労働については、自己申告させないのが常態化し 3,912 時間の時間外不払残業が発生していました。

労働基準監督署は、監督指導の結果、ID カードにより残された出退勤時刻と自己申告による時間外労働時間数及びパソコンのログオフ時刻の記録を突合したところ、かい離が認められました。

労働基準監督署の指導を受けて会社は、賃金不払残業解消に向けた取組として、労働者への聴き取り調査を実施し、問題点の具体的改善策の検討、労働時間の適正管理のため原因究明と再発防止の取組、時刻修正防止のための勤怠管理システムの改修、上司によるチェック、人事担当者の各現場監視等の対策を講じました。

【事例2】 労働時間管理は不適切な自己申告制、また時間外労働、時間外手当は毎月の時間外割増手当の総額を総賃金額の1%内との指示があり労働者7名、6か月間で約156万円の時間外不払残業が発生していました。

労働者からの情報により監督指導を実施し、パソコンのログオフ時刻の記録突合、労働者への聴き取り調査を実施し賃金不払残業が認められました。

労働基準監督署の指導を受けて会社は、賃金不払残業解消への取組として、出退庁管理記録管理簿による労働時間把握、時間外労働命令簿（事前申請）の作成及び管理者による承認・実施・確認の流れを構築、業務・事務の合理化と全労働者参加の定例会議で労働時間削減等の検討、ICカードによる出退勤時刻管理を実施することになりました。

#### 4 賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた重点的な取組の実施

労働局や労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業に関する情報が非常に多く寄せられており、情報が寄せられた事業場に対して重点的に監督指導を実施しているほか、他のあらゆる監督指導においても労働時間管理の適正化、過重労働対策とともに賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制を重点課題として取り組んでいます。

また、監督指導の結果、労働基準関係法令違反が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行っていますが、それでもなお、法令違反を是正しない事業場や重大・悪質な法令違反のある事業場に対しては、司法処分も含めた厳正な態度で臨むこととしています。

## 割増賃金の是正支払の状況（1企業当たり100万円以上）

業種	企業数	対象労働者数	是正支払額（万円）
製造業	23	660	11,626
建設業	3	282	1,708
商業	6	189	1,846
教育・研究業	1	7	156
保健衛生業	1	69	219
接客娯楽業	4	313	1,818
清掃・と畜業	1	9	163
その他の事業	4	314	792
合計	43	1,843	18,328
		企業平均	426
		労働者平均	9.9

※ 対象事案は、平成 25 年度に定期監督及び申告等に基づく監督において割増賃金の不払に係る指導の結果、1企業当たりの割増賃金の支払総額が100万円以上となったもの。

### 監督指導による賃金不払残業の是正結果の推移（100万円以上）

